

## 湯沢町消防表彰規則

(目的)

第1条 この規則は、湯沢町の消防行政について、功労又は善行が特にあると認められる個人又は団体に対する表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象)

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体について、町長が湯沢町消防表彰審査会に諮って行なう。

- (1) 火災等の予防又は鎮圧に協力しその功績が顕著なもの。
- (2) 火災その他災害現場における人命救助又は救急業務に協力しこの功績が顕著なもの。
- (3) 災害を早期に発見し通報及び消火その他に協力し、被害の軽減に功労があると認められたもの。
- (4) 防火思想の普及その他災害の予防に協力し、他の模範として認められるもの。
- (5) 消防団に対し積極的に協力している団体。
- (6) 各号に掲げるもののほか、消防行政に関し他の模範として推奨すべき功労又は善行が認められるもの。

(表彰の方法)

第3条 表彰は個人に対する表彰は、表彰状及び金品を贈呈するものとする。

2 団体に対する表彰は、表彰状を授与して行なう。この場合、必要により金品を添えるものとする。

(表彰式等)

第4条 表彰を受けるべきものの調査は、毎年9月1日現在において行い、その表彰は町長が定める日とする。

(湯沢町消防表彰審査会委員の選任)

第5条 湯沢町消防表彰審査会の委員は、次に掲げる5名とする。

- (1) 湯沢町副町長
- (2) 湯沢町消防団長
- (3) 湯沢町消防団副団長 (2名)
- (4) 湯沢消防署長

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。